

令和6年度 事業計画

法人運営について

平成12年からスタートした介護保険制度も本年4月には第9期の改正を迎えようとしています。『走りながら考える』等の看板でスタートした本制度も、全国的な少子高齢化そして、人口減少傾向が想像を絶するようなスピードで進んでいるなかで、制度の中身に対して現状が追いついていかない状況となっています。制度についても報酬単価の設定にしても、本来であれば基本単価を重視すべきところが、専門職を配置することによる単価が算定できる『加算制度』が設定されており、専門職のみならず人材の確保に困難が生じている現状を見れば、今後本制度がどのように推移していくか、先が読めない状況となっています。

当法人が設立して本年4月で31年目、介護サービスを提供してから30年目を迎えることとなります。施設開設時に職員募集に応じた希望者数は90名を超えていた時代に対して、近年の天草地域における高齢者施設においては、人材の確保については多くの施設が、技能実習生又は特定技能実習生等の海外の人材の受入れを行うと同時に、事情によっては、職員の不足等の起因により、各サービス事業所を休止又は廃止を行っている状況が見られます。当法人においても今日まで職員の確保についてはハローワーク、専門学校からの受入れ、又は国際介護福祉学科の卒業生や人材紹介会社等の機関を利用しながら、労働力の確保に努めてきましたが、費用対効果に繋がっていないのも現状となっています。同時に介護施設の入所を希望される方々も、以前は3年から5年程度要した入所までの期間が、現在では希望を出してから入所まで、それほど期間を要しないケースも多々見られるようになりました。同時に天草地域における同様の施設では、待機者が見当たらず、空所の部屋を複数抱えている施設の報告も聞く場合があります。

平成18年3月に天草市が合併した当初は、新和町の人口が男性1,862名、女性が2,105名、合計の3,967名。高齢者数が1,373名、高齢化率が34.7%、世帯数が1,415を数えていましたが、令和5年12月には、男性1,250名、女性1,339名、合計の2,589名。高齢者数が1,335名、高齢化率が51.5%、1,268の世帯数となっています。これを比較した場合1,378名の人口減、147の世帯が減少したということになります。

※以下参考資料：天草市の今と未来

	高齢化率	人口	老年人口 (65～)	生産年齢人口 (15～64)	年少人口 (15歳未満)
2023年	41.7%	75,101人	31,338人	35,933人	7,830人
2035年	48.9%	55,938人	27,396人	23,812人	4,730人

職員の確保が困難な状況や待機者の減少等も考えた場合、これからの方向性としては、優先的に継続できる事業所を継続し、利用者減少等に伴い、やむなく休止及び廃止を検討しなければならない事業所があることも、現実的な問題として直面していると考えています。

事業の継続性についての検証

現在法人で取り組んでいる事業について検証を行い、その継続性について検討を行い、年の中途であっても、必要な場合には休止又は廃止を含めて判断を行っていきたいと考えます。

(参考資料)

町内の通所事業所の定員

事業所名	A 事業所	B 事業所	C 事業所	D 事業所	たんぽぽ
定員数	25	25	15	18	10

上記資料を鑑みた場合、A 事業所から D 事業所、そして、当法人が運営する「たんぽぽ」までが、半径 200 メートル以内に存在し、且つ A 事業所及び B 事業所の利用率は、いずれも 6 割程度に満たない状況となっています。C 事業所についても、ご利用者様の入院等により利用者数が変化してくるとのことでした。そうした地域の情勢を踏まえ、当法人が運営を行っている通所事業所を近々に休止することと考えています。現在のご利用者様はご希望があれば他の通所事業等への紹介を行い、介護サービスを利用するうえで、支障がないよう、サポートに努めていきたいと考えています。

なお、通所事業所に勤務している職員は、当法人内の他の事業所での勤務をお願いすることとしています。スケジュール的には、すべてのご利用者様やご家族様へ説明を行い、方向性が正式に決定したのちに、令和 6 年 3 月末をもって天草市に対して休止する旨の手続きを行うこととしています。また、居宅介護支援事業所についても、同様の手続きを踏まえ、令和 6 年度中を目途として休止していくこととしています。

本年度取り組むべき重点的課題

先述のとおり、本年 4 月から第 9 期の介護保険制度の見直しが行われ、報酬単価の改正が示されました。従来型特養並びに地域密着型特養に関して主な改訂事項として、

- 1 医療と介護の連携
- 2 感染症や災害への対応力の向上【業務継続計画（BCP）】の理解と現状に応じた見直し等
- 3 高齢者虐待防止の推進
- 4 認知症の対応力の向上
- 5 自立支援・重度化防止に係る取組の推進
- 6 LIFF を活用した質の高い介護
- 7 介護職員の処遇改善（処遇改善加算の一本化）
- 8 生産性の向上等つうじた働きやすい職場づくり
- 9 効率的なサービス提供の推進
- 10 報酬の整理・簡素化（経過的小規模介護老人福祉施設等の範囲の見直し）

等を踏まえながら、構築していきたいと考えています。

1 職員確保についての取組

ハローワーク等を活用した募集の比重から、医療・福祉業界に特化した採用支援のマーケティングサービスを中心とした専属コンサルタント先との契約を行い、採用支援のためのサービスの構築を行う。また、九州中央リハビリテーション学院及び九州中央人材協同組合等との連携により、技能実習生、特定技能実習生の受入れ及び、国際介護福祉学科の学生に対しての修学資金等の支援を行うこととする。

2 簡易陰圧装置の取組

昨年は、標記装置について補助申請を行ってきたが、応募総数が多く、不採択となった。しかし

今後も新型コロナ等の感染症が発症する可能性が否定できないことも考えられるため、本年も引き続き補助金申請を行い、感染対策に結び付けていきたいと考えている。

3 省エネ改修工事への取組

太陽光発電システムの当初の設置から18年が経過し、その間、空調関係や給湯関係にも故障等が段階的に発生している。今回新たにガラス工事を含め、空調及び給湯の改修工事を行い、大規模なメンテナンスを行い、更なる費用対効果が図れるものとする。

4 介護ロボット等への継続的導入

これまで、介護ロボットについては例年導入を行ってきたが、本年も介護職員の負担軽減のため機種を選定等への取り組みを行っていく。これは次期の介護報酬単価設定においても加算の一つとして示されているところでもあり、現状に合ったニーズの把握を行い、検討を行う。

5 職員研修の推進

新型コロナ感染等により、研修が集合型研修からオンライン研修へと移行してきたが、徐々に集合型研修へ内容が戻りつつある。しかしながら、感染に対しては今後十波等の予想もされていることから、感染対策を十分に行いながら、計画性をもった研修に取り組んでいく。

6 感染症や災害対策について

新型コロナが五類へ移行になった後も、感染状況はおさまる気配は見え、現在においては、すでに第十波が到来したともいわれています。引き続き継続して、予防に努めていきたいと考えています。また、世界各地で災害が数多く発生しています。当法人においてもBCPを作成し、自然災害等を想定した訓練を行い、非常時の際の体制づくりを構築していきます。また、作成したBCPもニーズに合ったものとするために、見直しを臨機応変に行いながら取り組んでいきたいと考えています。

地域について

開設当初の法人の理念である、『施設は地域における、地域のための、地域に開かれた施設であること』を念頭として取り組みを行ってきましたが、高齢者を支える社会環境は変化をしています。

法人及び施設の地域における使命感は、ただ単に高齢者の方々の生活を支えるという視点だけでなく、社会の維持存続のための役割においても大きな意義が求められてくると考えます。

地域との関係の継続

・利用者の生活が施設やサービスの中で完結することなく、家族や知人・友人・地域住民との関係が継続、さらに促進されるように支援します。

- 一 コロナ終息後の地域との諸関係の再会
- 二 在宅での生活を支えるサービス提供
- 三 家族や介護者等に対する支援
- 四 施設機能の活用

五 ボランティアの育成と活動支援

六 地域の社会資源の活用

地域における公益的な取組の推進

・地域における様々な福祉課題、生活課題に主体的にかかわり、多様な関係機関や個人との連携・協働を図り、既存の制度では対応できない公益的な取組みを推進します。また、地域福祉計画にも積極的に参画し、地域包括ケアの確立に取り組みます。

一 実施している事業の確認

・現に行っている事業を社会福祉事業及び公益事業、地域における公益的取組み等に整理し、今後地域の援助ニーズと連携できるように努めます

二 低所得者への配慮

・介護保険サービスに係る利用者負担軽減制度事業等、低所得者に配慮した取組みの実践を行います

三 困難事例への取組み

・入所施設における課題の多い家族のいる利用者の受け入れ等、経営する社会福祉事業において、困難事例に積極的に取り組んでいきます

四 多様な社会福祉援助ニーズの把握

・生活圏域における他法人との連携などの取組み等も視野に入れて、地域の多様な援助ニーズを把握するような体制整備に努めていきます

・地域の「福祉の総合相談窓口」として、多用な相談に応じる機能や、自組織では対応困難なケースを適切な機関につなぐ機能も活かすように努めます

五 多様な主体との連携・協力

・他の社会福祉法人や社会福祉協議会及び保健・医療機関等さまざまな団体と連携・協働し、地域住民の生活の質の向上に向けた取組みを行います

六 地域を包括する公益的な取組みの推進

・経営する社会福祉事業の周辺領域の対価性の少ない事業に対しても取組みを行います

・必要であれば、法人独自での社会福祉援助ニーズに対しても公益的な取組みを行います

・他の社会福祉法人等と連携して、地域を支える公益的な取組みを行います

七 地域を活性化する取組み

・合同研修や共同行事の開催を企画するなど、地域の活性化を意図した取組みを行います

八 地域全体のサービスの充実に向けた取組み

・近隣の他法人ではできないサービスを補完する役割や、周囲と共同することで解決できるスケールメリットの構築についても検討し、実践に努めます

九 福祉に対する理解の促進

・地域住民を対象とする講演会・研修会の実施等を通じて、地域住民の福祉に対する理解を促進し、地域の福祉文化の醸成の取組みに努めます

十 地域の安全・安心への取組み

・地域の各種福祉計画の策定への参画や行政、地域連携・協力のネットワークへの参加協力を行います

・災害支援、行政との適切な連携のもと、災害時における積極的な支援活動への参画を行います。

- ・災害時の取り組みとして、福祉避難所の取り組みへの備え等、地域住民の安全・安心な生活の確保に努めます

継続的取組

- (1) 法人の基本理念である「誰のために・・・何のために・・・」そして「変わらない信念・・・変われる勇気」の実践に努める。

「変わらない信念を維持するためには、状況に応じて柔軟な考え方や姿勢が求められてきます。その言葉を簡略すると、変わらない信念・・・変われる勇気」という言葉になり、そのためには、臨機応変な考え方が求められてきます。

- (2) 「創意工夫」、「試行錯誤」、「臨機応変」の実践に努める。

創意工夫

今までだれも思いつかなかったことを考え出し、それを行うためのよい方策をあれこれ考えること。▽「創意」は新しい思いつき、今まで考え出されなかった考え。「工夫」は物事を実行するために、よい方策をあれこれひねり出すこと。

試行錯誤

新しい物事をするとき、試みと失敗を繰り返しながら次第に見通しを立てて、解決策や適切な方法を見いだしていくこと。▽「試行」は試しに行うこと。「錯誤」は誤り・間違い。

臨機応変

状況に応じた行動をとること。場合によって、その対応を変えること。▽「臨機」は事態にのぞむこと。「応変」は変化に応じる意。「機（き）に臨（のぞん）で変（へん）に応（おう）ず」と訓読する。

- (3) 「10」の基本方針を理解し、組織の「和」をもって、全力で取り組む。

笑顔を大切に 想いを大切に 信頼を大切に 家族を大切に 仲間を大切に
職場を大切に 地域を大切に 協同を大切に（力・心を合わせて事にあたる）
自分を大切に 生活（くらし）を大切に

- (4) 緑新会職員として目指すべき方向性。（心がけること）

- ①挨拶がきちんとできる人になる。
- ②報告・連絡・相談のできる人になる。
- ③聞き上手な人になる。（発言能力よりも、傾聴力をもっている人となる）
- ④「人材」としての基礎をもっている人となる。（人材＝自分で考え、自分で成果を上げられる人）
- ⑤発想の転換ができる人となる。
- ⑥すべての人から信頼される人となる。
- ⑦常に謙虚な気持ちをもち続け、同僚職員に対してアドバイスができ、また同僚職員からのアドバイスを受容できる人となる。
- ⑧人に対して、良い影響を与えられる人となる。
- ⑨常に固定観念に縛られず、型にはまらない人となる。
- ⑩共通認識を共有し、志をもち、取り組める人となる。

⑪変化を恐れない人となる。

(5) 職員の資質向上のための取り組み

- ①全国経営協主催等の研修会への参加。(集合型及びオンライン研修会)
- ②全国老施協及び熊本県老施協主催等の研修会への参加。(集合型及びオンライン研修会)
- ③民間企業主催等の研修会への参加。(集合型及びオンライン研修会)
- ④O J Tによる研修会の開催、(法人内研修)
- ⑤資格取得のための支援。
- ⑥現在まで行ってきた取り組みの見直しと再構築。

(6) 広報機能の強化

- ①ホームページと広報誌の充実をはかり、法人及び施設についての周知を充実させていく。
- ②説明義務をはたしていくと共に、支援者、協力者を得ながら事業を進めていく。

(7) 新規職員の採用に向けての継続的取り組み

①基本方針

法人の「基本理念」に共感し、その具現化を図る職員、そして「緑新会の目指す職員像」に近づくべく、常に努力する職員の獲得を目指す。

②重点目標

ア 人材の確保と定着

- ・多様な人材(外国人、高齢者、障がい者等)を雇用へとつなげる。特に、留学生及び外国人技能実習生及び特定技能実習生の受け入れに向けた具体的な取り組みについて研究を重ねる。
- ・職員の職場定着に向けた労働環境や処遇面等の改善を進める。

(8) 法人運営

- ①理事会の開催(概ね、年3回~4回)
- ②定時評議員会の開催(年1回以上)
- ③顧問の社会保険労務士と協議を行い、就業規則及び諸規程の見直しと補助金等の活用。
- ④計画性をもった年休付与の推進(バランスのとれた年休付与)
- ⑤ご家族様とのオンライン方式による面会の実施。
- ⑥法人内組織体制の見直し。

(9) 取り組むべき優先課題

- ①事業所ごとのBCP(業務継続計画)の見直し等への取り組み
- ②科学的介護情報システム(L I F E)への取り組み
- ③自然災害等を想定した、地域と協働した訓練の実施
- ④認知症介護に係る研修への取り組み
- ⑤業務の標準化とマニュアルの確認と整備
- ⑥役割分担の履行(役割分担表を詳細に設定)
- ⑦関係機関との連絡調整
- ⑧専門性のための資格取得に向けての支援

⑨感染症対策等マニュアルの見直し

⑩介護ロボット、ICT（情報通信技術）等を活用した職員の負担軽減策の実現

【法人役員・職員の能力向上の取り組みについて】

《社会福祉法人関係研修会》※出張報告は役員会において行う。

経営協研修会

福祉施設理事長会研修会

法人運営セミナー（制度改革対応セミナー）

生計困窮者レスキュー事業 CSW 養成研修会

熊本 DWAT 研修会

労務研修会

全国社会福祉施設経営者大会 等

《内部研修》O J T※研修内容は議事録により周知を行う。

事故対策研修

感染症対策研修

救急法基礎研修（天草消防組合）

社会保険労務士による研修会（各種規定の見直し）

口腔ケア（協力歯科医療機関）

リブドゥ（オムツ交換等）

サラヤ（衛生講習会）

記録の書き方

《外部研修》O F F - J T※出張報告は職員会議（全体会議）において行う。

※昨年度は新型コロナウイルス感染症の影響により参加を見合わせ。

特養施設長研修会（天特連含む）

【県内の大会、研修会等の開催】

（１）各種テーマ別研修会（年６回程度）

（２）熊本県老人福祉施設研究大会（未定 熊本市）

（３）熊本県介護保険施設連絡協議会研究大会（未定 熊本市）

※主催 熊本県介護保険施設連絡協議会（幹事団体：熊本県老人保健施設協会）

※共通のテーマ（報酬改定等重要事項）があった場合のみの開催。

※上記の研修会いずれも、集合型、オンラインの両方で開催を検討。

【人材確保に関する事業】

（１）第３回介護フォトコンテスト

【九州及び全国の大会・研修会への参加】

（１）九州老人福祉施設職員研究大会（宮崎大会：令和６年１０月３１日～１１月１日）

- (2) 九社連老人福祉施設協議会施設長研修会（大分大会：未定）
- (3) 全国老人福祉施設大会・研究会議（滋賀大会：令和6年11月21日～22日）
- (4) ワールドカフェ（旧カントリーミーティング（未定）

【その他の研修会等】

新会計基準研修会

人権同和問題研修会

熊本県宅老所・グループホーム連絡会天草支部研修会

熊本県ユニットケア基礎研修

介護労働安定センター主催の研修会

福祉職場OJT推進研修会

通所部会セミナー

各事業所集団指導

天草地区特養連絡協議会会議

「たんの吸引研修」 等

事務総務課

1. 介護保険改定に合わせて、各種可算が取得できるよう準備します。
処遇改善加算の必須要件に注意します。
2. 電子申請に向けて、3ヶ年計画の電子申請を、前年度登録し、今年度は社会保険事務と雇用保険事務の運用を軌道に乗せます。
3. 業務の棚卸を進めていきます。（業務時間コスト削減のために）
4. 法人窓口である、事務総務課は、ご利用様はもちろん、家族・地域の方へ心のある挨拶・対応を心掛けます。
5. 法人内の中核としての役割…法人内に目配り気配りをし、利用者・職員の状態に応じた、緊急時でも人的・物的対応ができるよう努めます。
6. 収入予算として、ベッド稼働率を、従来型特養 96% 地域密着型特養 96% グループホーム 95% 短期入所1日平均5名を目標とします。支出予算として、人件費(外部委託を除き)65%を目標とします。
7. 職員の資質向上の為、ネットを活用した研修やその他研修情報を継続して発信をしていきます。

法人基本理念の「笑顔いきいき心豊かに」の基、「誰のために…何のために」を意識し、日々努め

ていきます。

生活相談員

取り組み課題・内容

- 1 介護報酬改定に伴う各種届け出及びご利用者、家族への説明・同意。
 - ・報酬改定に伴い体制届をはじめ、各種加算等の届け出を遅滞なく行う。
 - ・ご利用者、ご家族様に利用料等の説明を行い、同意を得る。
 - ・新たに算定可能な加算等の検討・見直しを行う。

- 2 協力医療機関、歯科医師(歯科衛生士)との連携強化。
の連携強化。
 - ・ご利用者の急変時等の対応について、協力医療機関と確認し情報を共有していく。
 - ・歯科医師又は歯科衛生士より助言指導をうけ、ご利用者の口腔衛生維持管理を実践していく。

- 3 技能実習生への支援指導。
 - ・介護技術のみならず、日本語学習や環境・文化に触れる事で日本での生活に馴染めるよう支援していく。
 - ・技能実習指導員、生活指導員との情報を共有し、計画的に技能実習を進めていく。

- 4 相談支援業務の遂行。
 - ・入所・入居相談をはじめ、様々な相談・ニーズに対して、創意工夫により出来る方法を考え速やかにかつ丁寧に対応する。
 - ・苦情の対応にあたっては、受付から相談・要望等まで幅広く真摯に対応し、苦情解決に努める。
 - ・入所・入居判定会議、第三者委員会、運営推進会議等を定期的に及び、随時(必要に応じ)開催し、サービスの質の向上に努める。
 - ・職員間・職種間の連携が図れるよう、調整指導を行う。

- 5 業務継続計画(BCP)に沿った研修・訓練の実施。
 - ・自然災害や感染症の発生を想定し、研修や訓練(シュミレーション)を地域住民の参加を得ながら実施していく。

- 6 その他
 - ・介護支援ボランティアや実習生の受け入れ、介護の担い手の育成に努めるとともに実習生等への助言・指導等を通して、自己研鑽に繋げる。
 - ・保険者はもとより、地域包括支援センターや各居宅支援事業者、認知症地域支援推進員、社会福祉協議会等と連携協力し、権利擁護や高齢者福祉の進展に寄与する。

介護計画課

(介護支援専門員)

- ① 生活を支える様々な場面で、五感に働き掛ける事を意識した本人との面接・面談を繰り返し、得られた情報から真意を学びます。
- ② キーパーソンや主介護者であった家族との面接・面談を並行して行い、家族としての思いや願いを受け止めながら、本人の意思を適切に尊重していきます。
- ③ 本人や家族から得られた情報と意向を踏まえ、その実現へ向けた検討を行います。
- ④ 検討の際は、関係職種による総合的な意見交換の場とし、共通の方向性を定めていきます。
- ⑤ 要望や課題に対し、誰がどのように関わっていくか明らかにし、本人や家族の同意の上でサービス提供を開始していきます。
- ⑥ 施設サービス計画書の説明・同意は、本人自身の意識を高める機会でもあり、誰もが聞いて分かる表現で伝えていきます。
- ⑦ 実際に提供されたケアが意思（要望や課題）を満たしているか、ケア内容の変更や調整は必要ないか、定期的に確認しながら評価していきます。
- ⑧ 入居後の経過で生じる様々な変化に対し、家族への定期・随時の報告と、その過程に於ける専門的な説明・助言を関係職種との協働によって適切に示していきます。
- ⑨ 様々な課題を抱える在宅生活に於いて、入居待機者の現状把握と、そこに準じた所で受け入れ能力を高めながら、包括的・柔軟性あるサービス提供によって地域を支えていきます。(誰もが頼れる存在で在り続ける)
- ⑩ 一人ひとりにあった自立や自律の在り方を考え、それぞれの願いや思いが何かの形として成り立つ過程を大切にしていきます。
(自宅への外出や、友人・知人方との再会、その他楽しみにされていた出来事等)
- ⑪ 今は出来なくても再び出来るようになるかもしれない相手への信頼ある働き掛け、分からなくなってしまう事であっても、伝わる伝え方の工夫によって思い起こせるかもしれない可能性、常に意識しながら入居者様との関わりを深めていきます。
- ⑫ 各種クラウドを活用しながらケアマネジメントの質を高めていきます。

(機能訓練指導員)

- ① 動かせる範囲や頻度はわずかであっても、毎日の生活の中で続けていく事の大切さ（価値観の受け止めと尊重）を意識的に高めていきます。
- ② 本人が不自由や苦痛に思われる症状に対しては、直接的な手技や物理療法、医療との関わり合いによって緩和を図っていきます。
- ③ 人生の歩みが想起出来るコミュニケーションを続け、その過程から身体を動かす目的意識を明確にしていきます。(自然に動きたいと思う気持ちへ)
- ④ 結果を焦らず本人が周囲の状況を理解し、動作へ移行出来る過程を待ちながら、広い視野で見方を変え、経過を確認していきます。
- ⑤ 目標を大きく捉えず、わずかでも新たに出来た喜び、出来そうな動作への積極的な働き掛けを

大切にしていきます。

- ⑥ 動き出したくなる住環境として、本人にとって良き印象となる空間作りと、不便に感じられる動きが補える家具・介護用品を整えていきます。
- ⑦ 自分の意思で起こす行動によって何かを実現させたい、あるいは自分で出来なくても何とか実現させたいといった目標を人生の歩みの中で位置付け、機能維持・回復訓練に対する目的意識を高めていきます。実施に於いては方向性を明らかにする為、定められた実務によって効果的な支援を継続させて頂きます。
- ⑧ 日頃から自宅や地域との関わり合いを意識する事で、開放的な気持ちで心身へ働き掛け、施設から出る生活が普通で在り続ける過程を支援していきます。
- ⑨ 入居されるまでの人生の歩みで楽しまれてきた娯楽、暮らしに必要な衣食住に対する働き、四季が感じられる創作活動等を暮らしに取り入れ、心から喜び合える関わりの中で最高の笑顔を引き出していきます。
- ⑩ お互いが思い出に残るような印象的な関わりこそが、「出来る」に変わるきっかけであると思います。
- ⑪ LIFE等の活用によりPDCAの在り方へ新たな視点を加えながら整えていきます。

医務・看護課

- ① 日常の関わり合いを通して、ご利用者様との信頼関係を構築し、発信される事柄などにより心身の状態把握に努めます。
- ② ご利用者様の思いを聴き、押し量り、非常勤医師・介護職員及び施設の他職種のスタッフとの連携により、安心・安楽な暮らしを支援し、異常の早期発見に努め、心身の不安の軽減や苦痛の緩和に繋げることを目指します。
- ③ 医療的な観点も考慮しつつ、出来る範囲で望まれる生活へとつなげていけるよう支援します。
- ④ 看取り指針に基づく看取りケアへの取り組みを視野に入れた看護体制の構築に努めます。
- ⑤ 感染症等発生時（インフルエンザ・新型コロナウイルス・ノロウイルス等）には早急な対応及び状況によって非常勤医師や産業医の見解や助言に基づき対応を行っていきます。
 - ・手洗い・アルコール消毒等の励行を働きかけ、外部からの侵入を防ぐように努めます。
 - ・皮膚の保清・体位の工夫について介護スタッフへ助言・協働していきます。
 - ・産業医等との連携を行い、予防に努めます。
- ⑥ 入所時の健診・胸部X線撮影等、定期検査の実施により異常の有無の確認を行います。
- ⑦ 月末には定期的備品管理（棚卸）を行い、医務室内の整理整頓に努めます。

- ⑧ 医療機関の受診後はケア記録に残し、また、次回の受診予定日が決定した場合には、受診予定表に記録を行い、確実な申し送りを行います。
- ⑨ 医療機関への入院等が発生した場合は、サマリー等により医療機関への情報提供を行うと同時に栄養管理課等への申し送りを行い、食事の停止等を行います。
- ⑩ 内服薬等管理に関して、誤薬事故の発生がおきないように再三のチェックを行います。
- ⑪ 月 1 回、又は非常勤医師の指示により体重測定を行い体調管理へとつなげます。
- ⑫ 各委員会等との協議において必要に応じた職員研修の開催を行います。

特養従来型介護課

- 1. 明るい笑顔と挨拶で、話しやすく親しみやすい風通しのよい環境を作り、優しく寄り添った対応を心がけます。
- 2. 安心して暮らせる生活を支えるために『考え』『計画』『実行』『評価・検証』（PDCA）のサイクルをもって援助します。
- 3. 取り巻く環境で信頼し合える関係性を構築し、傾聴する力を備え、発信された情報の共有と出来る限りの受容に努め、様々な方向性を柔軟に考え、職員同士で確認し合い、不適切なサービスとならないよう、よりよいケアへと繋げます。

(ア) 排泄、入浴、食事など日常生活について（状況に応じた援助）

排泄、入浴は、プライバシーに配慮し、ご利用者様一人ひとりの身体機能や心身状況に合わせて最も適した方法で援助し、介護ロボット等を活用したご利用者様や職員の負担軽減を図り事故の発生がないように留意します。

食事は、嚥下状態や摂取状況に応じて器や食事形態などの変更も各職種と共に協働、検討します。そして楽しみのある食事へとつなげていきます。

(イ) 年中行事で季節を感じ、楽しんでいただく機会をつくり地域で行われるさまざまな行事に、利用者の個別的状況に配慮しつつ、参加できるような支援を行います。

(ウ) 日常の些細な疑問や違和感を覚える事については、職員や施設の他職種のスタッフ間で発信し、検討を行い、職員の感受性を高め、より良いケアへとつなげ「普段と違う状態」と感じた際には、職員間で状況を発信し、協働し対応に当たります。

(エ) よりよいケアを目指すため、柔軟な思考で多方面から向き合い発信力、検討力を培い高めていきます。

(短期入所生活介護)

在宅生活継続の為に、出来る範囲でご自宅での生活に準ずる日常・介護をケアプランに沿って提供します。本館介護課及び他関わる職員で個人情報共有しケアの統一・実践につなげていきます。

- ・持参された服薬、外用薬についてはケアプランや日常に沿って、必要な場合は看護課で管理し、服薬の援助を行います。
- ・持参された荷物(衣類)は、入退所時に記名や種類、枚数などをチェックし、退所時に不足がないようにします。
- ・機能訓練として日常生活を送りながら、取り組んでいただくよう支援します。
- ・できる限り在宅での生活を継続できるよう、家族や介護者の負担感を軽減できるような支援を行います。
- ・災害時、福祉避難所として地域住民の安全・安心な生活の確保に努めます

地域密着型介護支援課

基本方針 「“その人らしさ” “寄り添う心” を大切に」
「誰のために…何のために…」

私たち人間は、生まれた環境・育った環境・好み等一人ひとり違います。その方に寄り添い声を傾聴・理解し、その人らしさ個性を大切に、これまでの暮らしの継続が出来るよう関わらせていただきます。

事業方針 「入居者様の暮らしのお手伝い」

事業内容

① 入居者様一人ひとりの身体的・精神的状況に応じたその人らしい生活の実現

1. 食事：一人ひとりに応じた食事形態・量・時間・嗜好を大切に食事の提供を行います。また、主食（ご飯）はフロア内で準備を行い、お米の炊き上がる匂いから食事を楽しんでいただきます。「お腹がすいた」「美味しかった」「お腹いっぱい」という感性を大切にします。
2. 排泄：排泄の援助は、その方の排泄パターンに合わせて対応します。
排泄意が出にくい方でも可能な方にはトイレに座っていただき出来るだけ自然に排泄ができるようお手伝いさせていただきます。その方の排泄の間隔を把握し、下剤だけには頼らず、食物繊維・水分の提供・腹部マッサージや適度な運動を行い、排泄を促します。
3. 入浴：一人ひとりの身体状況に応じた入浴方法で入浴していただき、プライバシーに配慮し、マンツーマン入浴を行います。

② 居室には、家で使用されていた馴染みの家具や愛用品、思い出の品、ご家族との写真等を持つ

てきていただき、今まで生活されてきた家庭的な雰囲気を大切にし、落ち着いて過ごされる生活環境作りに努めます。

- ③ 余暇活動では、生活の目標や生きがいとなるよう四季折々の行事や個別活動の充実を図ります。日常生活の中で花や野菜作り、収穫を通して季節を感じていただき、旬の食材を使った郷土料理や昔ながらのおやつ作り等を楽しんでいただけるよう努めます。
- ④ 家族との関わりについては、新たな生活様式を継続しながら、オンライン面会や社会情勢に可能な限り沿った対面での面会のあり方の工夫を行います。入居者様の状態や生活の様子を報告を行い、ご家族様からも気軽に声をかけていただけるような関係を目指します。また、日常生活の様子や余暇活動の写真を定期的に送付し、入居者様の日々の生活を伝えていきます。
- ⑤ 地域との関わりについては、運営推進会議の機会を通して、地域への情報開示・情報交換を行い、地域の方からの助言や要望を日々の支援に活かしていきます。
- ⑥ ユニットケアや認知症に関する学習会を定期的実施し、理解を深めることで専門性の向上に努めます。入居者様が望む暮らしとは何かを常に考え、その人らしい暮らしができるよう支援します。日々の生活の中での小さな「心の声」や「動き出し」にも気づく力を持ち、ご本人様を信じて心に寄り添う関わりを目指していきます。
- ⑦ 事業継続計画(BCP)を作成・理解し、不測の事態が起きた場合に備えます。

L I F Eの活用により、入居者様のアセスメントを見直し、随時情報を共有することで、統一されたサービス提供に努めます。

栄養管理課

法人の理念・基本方針に基づき利用者様お一人お一人の生活を尊重し、その人らしい暮らしの継続を支援します。

[基本方針]

「『誰のために・何のために』を常に意識し、安心・安全な介護食の提供」に努めます。
認知機能や摂食嚥下機能低下により経口摂取が困難な利用者様にも自分の口から食べ楽しみを得られるよう利用者様お一人お一人の嗜好や身体状況に応じた食事提供に努めます。
また、利用者様の尊い生命を預かっていることを自覚し、常に衛生管理の徹底に努めます。

[事業目標]

健康は、食事からを念頭に栄養価、献立、味付け、盛り付け、食材などの視点で利用者様に楽しんで頂けるよう、多職種や委託会社と連携し取り組んで行く。

また、口から食べる事の大切さを認識し健康の維持増進や自立支援を促進する

利用者様の状態を多職種や委託会社で共有し食事のたべやすさおいしさなどの向上を図る。

嚥下機能や健康状態、認知症など利用者様の多様なニーズに合わせた適切な食事の提供や季節感、行事食などの創意工夫した楽しみのある食事の提供に努める。

[事業内容]

1. 調理法の統一

- ①委託会社と連携し業務を効率的に行います。
- ②多職種・委託会社で食事についての検討会を行います。(1回/月)
- ③療養食の把握に努めます。
- ④利用者様お一人お一人の健康状態に合わせた食事の提供に努めます。

2. HACCPの概念に基づき衛生的かつ効率的な業務運営

- ①大量調理施設マニュアルに則った衛生管理の実施を行います。
- ②体調管理の徹底に努めます。

3. コミュニケーションの充実

- ①より良い食環境を提供出来るよう日々各部署との連携やラウンド実施で利用者様の状態把握に努めます。

4. 楽しみある、安心、安全な介護食の提供

- ①歳時記に合わせた行事食の提供を行います。
(お正月・ひな祭り・開苑、開設祝い膳・端午の節句・精進料理
敬老の日・クリスマス・お誕生日会)

5. 地域に開かれたサービスの提供

- ①配食サービスの提供を行います。
- ③ 食事、栄養相談を行います。
- ③「食」に関する情報の提供に努めます。(広報誌・HP)

6. 委託会社との連携の徹底で美味しく安全な食事・楽しみのある食事を提供出来るよう工夫をします。

7. BCP作成について・・・地域を交えた避難訓練の際に実際に非常食を使用し炊き出しを行います。

グループホームしんわ

基本方針 「自宅で過ごされるような居心地の良さの追及」

グループホームしんわの基本理念である「ゆっくり・一緒に・楽しく」を念頭に、入居者様が住み慣れた地域で「もう一つの我が家」と感じて頂けるように、入居者様が過ごしやすい環境を整え、真心のある介護を提供し、入居者様一人一人の想いを実現できるように努めます。入居者様の毎日の生活がゆっくりと、他者との関わりを持ちながら、楽しく過ごして

頂けるように支援していきます。

事業方針 「その人にしかできない暮らしのお手伝い」

事業内容

1 自立支援に向けた取り組み

①入居者様一人一人の心身の状況に応じた認知症ケア

- ・ 食事：入居者様の健康に配慮した、栄養バランスのとれた食事を提供します。また、入居者様の状態や好みに応じて個別に対応します。
- ・ 排泄：入居者様の状態に応じて適切な排泄ケアを提供します。明確な排泄意がない場合でも、発語や行動で気づき、スムーズな排泄支援となるように努めます。
- ・ 入浴：入居者様の健康状態や要望に沿った入浴支援を実施し、身体の状態に応じた清潔保持を行ないます。
- ・ レクリエーション等を定期的で開催し、入居者様が刺激のある生活を送って頂けるよう支援します。
- ・ 日課の調理や洗濯物たたみ・掃除など、入居者様一人一人に合った役割を担って頂けるように支援します。

②入居者様の意思を尊重する

- ・ 介護サービス提供する上で「気づき」「検討」「行動」の全てに「心」を伴うことが大切であり、グループホームしんわが大切にしている理念の一つです。入居者様の些細な言動に気づき、入居者様の気持ちを尊重し、入居者様自身の意思に基づいた行動ができるよう支援していきます。
- ・ 入居者様自らが考えて行動できるように、入居者様の動線を意識し、快適に過ごして頂けるような環境を整えます。

③チームケアの実施

- ・ グループホーム会議、ケース会議、ヒヤリはっと検討会議、その他会議を開催し、申し送り帳や法人ネットワークを活用し、情報の共有と統一したサービス提供ができるように努めます。
- ・ 職種間、他職種間、他部署との連携を図り、ケアの多様性を高めます。

④生活環境の充実

- ・ 既存の生活からグループホームに入所することで生じる、生活環境の変化の差を緩和できるように、使い慣れた家具などを使用して頂き、「生活の継続」を目指します。
- ・ 入居者様の住環境は常に整備・保全（点検・修理・交換）に努め、清潔で快適な生活空間を作ります。

⑤職員の資質向上

- ・ 法人研修及び部署内研修を定期的実施し、法令遵守の重要性に対する理解度の向上を図ります。
- ・ 具体的な事例演習を通じた、虐待（考察）・事故・苦情・利用者の状態急変・感染症が発生した際の職員の対応力の向上を図ります。また、入居者様の状態チェックを徹

底し、小さな変化でもすぐに気付ける環境を整えることでも、虐待防止への抑止力につながります。

- ・ ストレスケアの実施による職員のストレス軽減を図ります。

⑥家族との連携

- ・ 御家族様が気軽に相談できる関係作りや、面会時には感染症に配慮した環境を整えます。
- ・ 定期的に入居者様の状態及びサービス提供状況の報告と、サービス方針の相談を行ないます。
- ・ 介護計画には入居者様のニーズと御家族様の意見を反映し、統一されたサービス提供ができるよう支援します。

⑦地域との連携

- ・ 運営推進会議を2ヶ月に1回開催し、地域への情報開示および情報交換を行ないます。さらに会議での助言や要望を支援内容にサービス提供に活かしていきます。
- ・ グループホームしんわが地域資源の一つとしての機能を発揮するとともに、その他の社会資源も有効に活用することで、地域に根差したサービス提供ができるよう努めます。
- ・ 感染対策を徹底し、入居者様が定期的に外出できるよう支援を行ない、地域との交流を維持するよう努めます。

居宅介護支援センター新和苑

【基本方針】

要介護状態または要支援状態にある高齢者自らの意思を尊重し、その有する能力を最大限に活かし、高齢者が住み慣れた地域、自宅で可能な限り自立した生活を営み、状態の悪化が予防できるように、公平、中立な立場で支援を行います。

【運営方針】

- ① 相談には迅速、丁寧に対応し、ご利用者様の尊厳を保持し、ご利用者様、ご家族様の立場に立ち一緒に考え、地域の方々への感謝の気持ちも忘れず、最後まで信頼できる事業所であるように努めます。
- ② ご利用者様が可能な限りご自宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように配慮し支援します。
- ③ サービス計画の提案にあたり、中立、公平の立場で、ご利用者様、ご家族様にわかりやすく説明し、選択し納得していただき、支援を行います。
- ④ ご利用者様の心身の状況、置かれている環境に応じ、適切な保健医療サービス及び、福祉サービス、施設サービス等多様な事業所や多職種との連携により、効果的な支援ができるように努めます。また、虐待や権利侵害の予防の啓発にも取り組みます。
- ⑤ 介護保険法に基づく法令を遵守し、資質の向上に努めます。
- ⑥ 事業所の休止に向けて、担当する利用者様の今後の生活の充実のために、次の支援事業所のケ

アマネジャーに的確に引継ぎを行い、スムーズに在宅生活が継続できるように取り組んでいきます。

生計困難者に対する相談支援事業

地域福祉の充実のために、地域で生活課題を抱える方の相談に対し、関係機関のパイプ役を含めて、課題の解決に努めます。

- ① レスキュー事業は迅速な対応が求められてきます。施設長の可否判断に基づき適切かつ迅速な初期対応ができるよう努めます
- ② 相談を重ねる中で、様々な支援ができるよう、相談内容の資料を作成し、チェックリスト等を活用し、漏れの無い支援が出来るよう心がけます。
- ③ コロナ過での、失業された方への支援の方法を学んでいきます。
- ④ 相談援助技術の向上を目的として各種研修会に参加します。